

施設整備審査・検査の手引き

令和7年7月

横浜市健康福祉局監査課

目 次

はじめに	-----	2
第1章 基本設計審査	-----	3
第2章 実施設計審査	-----	6
第3章 中間検査	-----	14
第4章 完了検査	-----	19
第5章 資料編	-----	26
1 設計審査・工事検査の標準的な流れ		
2 実施設計の積算について		
3 設計内訳書の例		
4 見積比較表の例		
5 出来高算定シート		
6 変更内訳書の例		

はじめに

横浜市から建設費等の補助を受けて民間社会福祉施設等を整備する場合は、補助金等の適正な執行を確保するため、健康福祉局監査課において施設整備設計審査及び工事検査を行っています。

(代表的な施設種別の一覧を下表に示します。)

本手引は、「民間社会福祉施設その他の施設建設費等補助金の適正執行に係る設計審査及び検査実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づいて、設計審査及び検査の手続きの流れや必要な書類等を具体的に説明したものです。

設計審査の対象は、「基本設計審査」と「実施設計審査」で、それぞれの設計完了時に設計内容を審査します。ただし、基本設計審査は原則として、大規模施設や開発許可等が必要なものについて実施します。

工事検査には、「中間検査」、「完了検査」があります。ただし、中間検査は原則として工事途中に補助金の部分払いが必要な場合に実施します。事前提出資料については、事業所管課に提出してください。検査当日は、この手引きを参考にして必要な資料を準備してください。

なお、設計審査については元請けの設計事務所、工事検査については元請けの施工者が中心となって準備をしていただくことになりますが、設備関係についてはそれぞれ設備設計事務所・設備工程施工者が、この手引きの内容を十分に検討して対応していただくようお願いします。また、日程等については、事業所管課と協議してください。

	審査・検査 施設種別	基本設計 審査	実施設計 審査	中間検査	完了検査
健 康 福 祉 局	特別養護老人ホーム	○	○	△	○
	養護老人ホーム	○	○	△	○
	小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所	△	○	△	○
	障害福祉サービス事業所	△	○	△	○
	障害者地域活動ホーム	○	○	△	○
こども 青 少 年 局	母子生活支援施設	○	○	△	○
	児童養護施設	○	○	△	○
	保育所等	×	○	△	○
	改修工事等（全施設）	×	○	△	○

凡例 ○：実施、△：必要に応じて実施、×：実施せず

※ 審査及び検査については、事業所管課と事業者・設計事務所・施工者が、設計や工事の内容について十分協議して対応してください。

第1章 基本設計審査

1 提出資料 電子ファイル1式

次の内容の基本設計報告書のPDFファイルを、ウイルスチェックを行い提出してください。
PDFのページサイズは、図面はA3、それ以外はA4としてください。

(0) 表紙、目次

- (1) 設計概要（施設名、用途、建築主、敷地面積、区域区分、用途地域、その他の地域、構造、規模、定員等）敷地条件（案内図、周辺状況）
- (2) 敷地条件（案内図、周辺状況）
- (3) 建築工事概要（設計意図、意匠計画、構造計画）
- (4) 電気設備工事概要
- (5) 機械設備工事概要
- (6) 図面（求積図、配置図（供給設備引き込み、下水道接続位置等を記入してください。）、平面図、立面図、断面図、仕上表）
- (7) 関係法令等チェックリスト（都市計画法、建築基準法、消防法、横浜市各種条例、その他）
- (8) 主要各室床面積表（タイプ別）
- (9) 建設スケジュール（工事完了までを記載）
- (10) 工事費概算表（科目別）
- (11) 工期や建設費に影響する特殊事情の対応
- (12) 設計担当者名簿（連絡先を記入してください。）
- (13) 打合せ記録（関係法令の手続きに関するもの）

2 電子ファイルの提出期限

審査開始日までに必着で、宅配便又は電子メール等で事業所管課に提出してください。
なお、提出が遅れた場合は、審査開始日の再調整をお願いすることがあります。

※指摘事項の連絡のため、建築・電気設備・機械設備のそれぞれの設計担当の方は、資料送付日に次の要領で電子メールの送付をお願いします。

建築・電気設備・機械設備のそれぞれの設計担当者が設計審査の連絡に使用する電子メールアドレスから、健康福祉局監査課施設整備担当の電子メールアドレス(kf-kansa-seibi@city.yokohama.lg.jp)あてに、審査件名、設計担当者氏名、建築・電気・機械の区分、電話番号、設計事務所名等を記入した電子メールの送付をお願いします。

また、監査課施設整備担当からのメールを受信できるように設定をしておいてください。

なお、設計担当者が複数いる場合は、全員の氏名（担当名）を記入し、連絡を担当する方がメールを送付してください。

3 審査日程

基本設計審査は、集合形式での打合せは行いません。

(1) 審査開始

事業所管課を通じて審査開始日の日程を調整してください。

(2) 指摘事項等の連絡

審査開始日から原則として 10 日前後を目安として、電話又は電子メールで建築・設備の各担当者から指摘事項等をお伝えします。ただし、提出書類に不備がある場合や案件が集中する繁忙期などは、原則とおりに作業が進まないので、あらかじめご理解ください。

(3) 指摘事項等の修正

指摘事項等の修正後速やかに、指摘事項等を修正した資料の送付をお願いします。指摘事項を修正した資料は、P D F 形式で電子メールにより送付をお願いします。

※監査課への電子メールによる資料送付時のお願い

電子メールによる資料送付時は、市役所のメールサーバーの仕様により添付ファイルの容量上限が 7MB となりますので、容量を超える場合は複数通のメールに分けての送付をお願いします。なお、メール送付時は圧縮ソフトによるファイル圧縮はしないでください。

また、各種ファイル転送サービスも利用しないでください。

(4) 審査完了

ア 審査完了日は、設計担当者が指摘事項の修正を全て完了し、修正を完了していることを監査課が確認した後となります。指摘事項の修正が完了していることを監査課が確認してから審査完了までの目安としては、1 週間前後となります。

イ 指摘事項の修正を完了した基本設計資料の電子ファイルは、必ず最終版に差替えを行い、当該工事の工事完了年度から最低 6 年間保存してください。

4 審査項目

(1) 設計全般

- ア 設計意図、意匠計画、構造計画、設備計画が書かれているか。
- イ 建設費が割高になりそうな要素はないか。
- ウ 地球温暖化対策・省エネルギーに配慮しているか。

(2) 建築概要（図面記載）

- ア 補助対象施設の設備等の設置基準を遵守しているか。
 - ・ 所要諸室
 - ・ 廊下幅員
 - ・ 所要設備
 - ・ 必要床面積
 - ・ 内装制限
 - ・ 防火区画
 - ・ 避難階段、特別避難階段の設置及びその構造基準等

- イ 人・車両の動線計画に無理はないか。

(3) 昇降機設備概要（文章記載）

台数、配置、方式等について記載があるか。

(4) 電気設備概要（文章記載）

次の電気設備項目について記載があるか。

- ・ 引込設備
- ・ 受変電設備
- ・ 自家発電設備
- ・ 幹線設備
- ・ 動力設備
- ・ 照明コンセント設備
- ・ 電話設備
- ・ 自動火災報知設備
- ・ 放送設備

- ・テレビ共聴設備
- ・インター fon 設備
- ・ナースコール設備
- ・監視設備
- ・電気錠設備

(5) 給排水・衛生設備概要（文章記載）

次の給排水・衛生設備項目について記載があるか。

- ・給水設備
- ・給湯設備
- ・ガス設備
- ・排水、通気設備
- ・衛生器具設備
- ・消防設備

(6) 空調設備概要（文章記載）

次の空調設備項目について記載があるか。

- ・熱源設備
- ・換気設備
- ・空調設備
- ・自動制御設備

(7) 関係法令等チェックリスト

- ア 関係法令等は全てリストアップされているか。
- イ 関係法令所管課との打合せ議事録が整理されているか。

(8) その他

- ア 建設スケジュールに無理はないか。（都市計画法・建築基準法・開発事業調整条例等の手続き、及び入札手続き等を考慮して設定されているか。建設業法等）
- イ 工事費概算は適切か。
- ウ メンテナンスのし易さ等の配慮がされているか。
- エ 問題点、特殊事情が整理されているか。

第2章 実施設計審査

1 提出資料 電子ファイル1式（建築・電気設備・機械設備）

次の内容の実施設計審査資料のPDFファイルを、建築・電気設備・機械設備のそれぞれ個別のフォルダに保存し、ウイルスチェックを行い提出してください。

PDFのページサイズは、図面はA3、それ以外はA4としてください。

(1) 設計図面（各フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）

図面をA3判以外で作成した場合でも、ページサイズはA3に統一してください。

ア 意匠図（図面リスト、設計概要、工事区分表、特記仕様書、案内図、配置図、面積表、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、展開図、各詳細図、建具表、家具図、外構図、現況図、解体図、その他必要な図面）

イ 構造図（特記仕様書、標準図、杭図、基礎伏図、梁伏図、軸組図、部材断面図、各部詳細図、その他必要な図面）

ウ 電気設備図（特記仕様書、構内線路図、受変電設備図、発電機設備図、分電盤結線図、設備平面図、設備系統図、設備姿図（機器数量を記入）、太陽光発電設備図、その他必要な図面。）

エ 機械設備図（特記仕様書、空調設備機器表、ダクト系統図、ダクト平面図、配管平面図、衛生設備機器表、衛生設備平面図、消防設備平面図、設備詳細図、その他必要な図面）

オ 昇降機設備図（特記仕様書、昇降路平面図、昇降路断面図、乗り場正面図、その他必要な図面）

(2) 設計内訳書及び別紙明細（各フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）

ア 国土交通省「公共建築工事内訳書標準書式」を参考にした内訳項目により作成してください。

イ 内訳の各細目は名称、摘要、数量、単位、金額を記載し、設計図面と照合できるようにしてください。また、備考欄に単価根拠の出典等を記載してください。

(3) 確認済証及び確認申請書（第二号様式 第一面から第六面）の写し

（建築フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）

(4) 福祉のまちづくり事前協議終了通知書の写し

（建築フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）

(5) 積算関係資料

ア 代価表（各フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）

イ 数量調書（各フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）

集計表等を添付し、集計数量が設計内訳書の数量と一致するようにしてください。

ウ 見積比較表（各フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）

エ 参考見積書（各フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）

3者以上から見積り微収をお願いします。ただし、当該製品の製造が3者未満の場合やカタログ価格を採用する場合は除きます。

参考見積書とは、工事全体の見積りではなく、単価決定の際に参考とするための見積りです。「4留意点(3)」を参照してください。

- オ 刊行物のコピー（各フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）
表紙を含めた刊行物のコピーに、価格採用箇所が分かるようにマーク等をしてください。
- カ カタログのコピー（各フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）
表紙を含めたカタログに、価格採用箇所が分かるようにマーク等をしてください。
- キ 労務歩掛資料のコピー（各フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）
表紙を含めた労務歩掛資料に、歩掛採用箇所が分かるようにマーク等をしてください。

(6) 参考資料

- ア 地盤調査報告書（建築フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）
必要な場合のみ収納してください。
- イ 電気設備計画計算書（電気設備フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）
幹線、照度、変圧器容量、非常用発電設備等、その他指示する資料
- ウ 機械設備計画計算書（機械設備フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）
空調、換気、熱負荷、ポンプ容量等、その他指示する資料
- エ 標準仕様書（「4留意点(4)」参照）以外の仕様書を採用する場合は、その仕様書
(各フォルダに、PDF形式1ファイルで保存)
- オ その他審査に必要な図書（各フォルダに、PDF形式1ファイルで保存）

(7) 確認報告書

上記(1)～(6)までの図面や資料について事前に申請者側で確認をしていただき、別紙の項目が全て（該当がない項目は除きます。）整っていることをチェックしてください。

2 電子ファイルの提出期限

審査開始日の3日前（「横浜市の休日を定める条例」第1条第1項に規定する横浜市の休日（以下、横浜市の休日とする）を除く）までに必着で、宅配便又は電子メール等で事業所管課に提出してください。

なお、提出が遅れた場合は、審査開始日の再調整をお願いすることがあります。

※提出された電子ファイルの内容についての質問や審査時の指摘事項の連絡のため、建築・電気設備・機械設備のそれぞれの設計担当の方は、資料送付日に次の要領で電子メールの送付をお願いします。

建築・電気設備・機械設備のそれぞれの設計担当者が設計審査の連絡に使用する電子メールアドレスから、健康福祉局監査課施設整備担当の電子メールアドレス(kf-kansa-seibi@city.yokohama.lg.jp)あてに、審査件名、設計担当者氏名、建築・電気・機械の区分、電話番号、設計事務所名等を記入した電子メールの送付をお願いします。

なお、設計担当者が複数いる場合は、全員の氏名（担当名）を記入し、連絡を担当する方がメールを送付してください。

3 審査日程

(1) 審査開始

- ア 事業所管課を通じて審査開始日の打合せ日程を調整してください。

打合せ日時：火曜日から木曜日（横浜市の休日を除く）の午前9時15分から午前10時30分まで

- イ 打合せには、設計担当者（建築・電気設備・機械設備）の出席をお願いします。
- ウ 設計担当者（建築・電気設備・機械設備）から、実施設計内容の説明をお願いします。
実施設計図面・内訳書等の内容説明用の資料をお持ちください。（提出の必要はありません。）
- エ 実施設計審査の審査開始日は、新築工事については9月まで、改修（内装）工事については11月までとなるように調整してください。
- オ 審査開始までに建築確認等の法令の手続きが終了していない場合や設計図面などの必要書類が不足している場合には、実施設計審査の内容が変更となる可能性があるので審査開始を保留させていただく場合があります。

(2) 指摘事項等の連絡

審査開始日から原則として10日前後を目安として、電話又は電子メールで建築・設備の各担当者から指摘事項等をお伝えします。ただし、提出書類に不備がある場合や申請案件が集中する繁忙期などは、原則とおりに作業が進まないので、あらかじめご理解ください。

(3) 指摘事項等の修正

指摘事項等の修正後速やかに、指摘事項等を修正した資料の送付をお願いします。指摘事項を修正した資料は、PDF形式で電子メールにより送付をお願いします。

※監査課への電子メール送付時のお願い

電子メールによる資料送付時は、市役所のメールサーバーの仕様により添付ファイルの容量上限が7MBとなりますので、容量を超える場合は複数通のメールに分けての送付をお願いします。なお、メール送付時は圧縮ソフトによるファイル圧縮はしないでください。
また、各種ファイル転送サービスも利用しないでください。

(4) 審査完了

- ア 審査完了日は、指摘事項の修正がすべて完了し、決裁後となります。指摘事項の修正が完了してから審査完了まで目安として2週間程度となります。
- イ 指摘事項の修正を完了した実施設計資料の電子ファイルは、必ず最終版に差替えを行い、当該工事の工事完了年度から最低6年間保存してください。

(5) 審査完了後の注意事項

- ア 入札参加者への現場説明（図渡し）で配付する設計図書は、現場説明書、実施設計図面、設計内訳書（金額抜き）とし、実施設計図面及び設計内訳書は横浜市の審査を受けたものを使用してください。
- イ 締結する工事請負契約書には、実施設計図面及び請負代金内訳書（原則として実施設計の設計内訳項目に施工者が請負単価を入れて作成したもの）を添付し、発注者・受注者で各1部作成してください。
- ウ 実施設計審査完了後に計画の変更や工事費の変更が発生した場合には、再度、実施設計審査を行う場合がありますのでご注意ください。

4 留意点

- (1) 開発許可申請を伴う場合は、開発許可の手続きや流れを把握し事前に所管課と調整した上で事業のスケジュールを計画してください。

- (2) 設計図面は、入札の際の発注図面となるようにまとめてください。
- (3) 工事価格の積算では、「第5章 資料編 2工事積算に関する単価の作成等について」により単価を決定してください。
- また共通費は、「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費等」の別に、市場の実勢を考慮して計上してください。
- (4) 設計図書は、下記の標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の最新版を参考にしてください。

新築・増築の場合

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

改修の場合

- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

木造の場合

- ・公共建築木造工事標準仕様書（電気設備・機械設備は上記のいずれかを適用）

- (5) 設計図書間に相違がある場合の優先順位は、①質問回答書、②現場説明書、③特記仕様書、④設計内訳書・図面、⑤標準仕様書としてください。
- (6) 単価の参考とした刊行物の該当ページ、メーカーのカタログ等は、参考とした部分をコピーしてメーカーなどで採用箇所が分かるようにしたうえで関係資料として添付してください。
- (7) 見積書の整理は、工種ごとに見積比較表により整理してください。
- (8) 各種加入金等については工事に入らないので、設計内訳書に計上しないでください。
- (9) 備品類で工事に入らないものは、設計内訳書に計上しないでください。
- (10) 工事完了後、揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定を実施するように設計図書に明示してください。なお、設計時に共通仮設費への積上げ積算が必要になります。（測定方法等については、横浜市建築局の「揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアル」に準拠してください。）

なお、マニュアルは下記のURLより最新版の入手をお願いします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/syorui.html>

また、横浜市役所トップページ内の最上段右側のカスタム検索で、「揮発性有機化合物等の室内濃度測定マニュアル」と入力・検索していただき、その検索結果から同じURLに進むこともできます。

- (11) 補助対象の工事と同時並行的に実施される関連工事がある場合には、事前に横浜市と協議をしてください。
- (12) 工事に補助対象部分と補助対象外部分を含む場合は、内訳書の各項目に各補助事業別及び補助対象外の区分を記載してください。この場合内訳書の集計表には、直接工事費及び各経費の集計のほか、補助金算定用の集計表を加えてください。

※「第5章 資料編 3設計内訳書の例」を参照してください。

5 確認事項

実施設計審査に必要な書類の提出前に、次の表の項目を確認してから、期限までに提出してください。

設計審査確認報告書			
事業名			
事業場所			
確認対象			
着手年月日	年　月　日	完了期限	年　月　日
自主確認年月日	年　月　日	手直し完了予定日	年　月　日
確認者			
事業関係者	<p>【事業者】</p> <p>【設計者】</p> <p>【施工者】</p>		
確認記録	指摘事項及び措置		
設計審査依頼			
<p>横浜市長</p> <p>上記のとおり、自主確認を行いましたので、設計審査をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">年　月　日</p> <p>事業者</p> <p>設計者</p>			

項目	
1	設計全般
(1)	<p><input type="checkbox"/>法手続等が完了している。</p> <p><input type="checkbox"/>建築確認（確認済証）</p> <p><input type="checkbox"/>福祉のまちづくり条例（事前協議終了通知書）</p> <p><input type="checkbox"/>その他必要な手続き等（<input type="checkbox"/>消防同意 <input type="checkbox"/>開発許可 <input type="checkbox"/>省エネ法 等）</p>
(2)	<p><input type="checkbox"/>提出資料は全て揃っている。</p> <p>ア 設計図面</p> <p>(ア) 意匠図</p> <p><input type="checkbox"/>図面リスト <input type="checkbox"/>設計概要（面積等は確認申請と一致している。）</p> <p><input type="checkbox"/>工事区分表 (内装工事の場合、本体工事と明確に分かれている。)</p> <p><input type="checkbox"/>特記仕様書</p> <p><input type="checkbox"/>案内図 <input type="checkbox"/>配置図 <input type="checkbox"/>面積表 <input type="checkbox"/>仕上表（室名は平面図等と一致している。）</p> <p><input type="checkbox"/>平面図 <input type="checkbox"/>立面図 <input type="checkbox"/>断面図 <input type="checkbox"/>矩計図 <input type="checkbox"/>展開図</p> <p><input type="checkbox"/>各詳細図 <input type="checkbox"/>建具表 <input type="checkbox"/>家具図 <input type="checkbox"/>外構図 <input type="checkbox"/>現況図 <input type="checkbox"/>解体図</p> <p><input type="checkbox"/>その他補助対象に必要な図面（ ）</p> <p>(イ) 構造図</p> <p><input type="checkbox"/>特記仕様書 <input type="checkbox"/>標準図 <input type="checkbox"/>杭図 <input type="checkbox"/>基礎伏図 <input type="checkbox"/>梁伏図</p> <p><input type="checkbox"/>軸組図 <input type="checkbox"/>部材断面図 <input type="checkbox"/>各部詳細図</p> <p><input type="checkbox"/>その他補助対象に必要な図面（ ）</p> <p>(ウ) 設備図</p> <p><input type="checkbox"/>電気設備図 <input type="checkbox"/>機械設備図 <input type="checkbox"/>昇降機設備図</p> <p><input type="checkbox"/>特記仕様書 <input type="checkbox"/>工事対象の機器・器具表 <input type="checkbox"/>ダクト系統図</p> <p><input type="checkbox"/>ダクト平面図 <input type="checkbox"/>配管平面図 <input type="checkbox"/>衛生設備平面図</p> <p><input type="checkbox"/>消火設備平面図 <input type="checkbox"/>設備詳細図</p> <p><input type="checkbox"/>その他補助対象に必要な図面（ ）</p> <p>イ <input type="checkbox"/>設計内訳書及び別紙明細</p> <p>ウ <input type="checkbox"/>積算関係資料</p> <p><input type="checkbox"/>代価表</p> <p><input type="checkbox"/>数量調書</p> <p><input type="checkbox"/>見積比較表</p> <p><input type="checkbox"/>参考見積書（原則3者以上から見積り徴収）</p> <p>エ <input type="checkbox"/>地盤調査報告書</p> <p>オ <input type="checkbox"/>電気設備計画計算書（幹線、照度、変圧器容量、非常用発電設備等）</p> <p><input type="checkbox"/>変圧器の容量は、負荷容量を考慮して選定している。</p> <p><input type="checkbox"/>幹線ケーブルの太さは、電圧降下及び許容電流の条件を満足している。</p> <p><input type="checkbox"/>非常用照明の照度は基準に適合している。</p>

	<input type="checkbox"/> 電気設備技術基準や内線規程等の関係基準に適合している。 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備計画計算書（空調熱負荷、換気風量等） <input type="checkbox"/> 空調機の負荷計算は適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 必要換気量計算は適切に行われている。
2	<p>設計図面</p> <p>(1) <input type="checkbox"/>補助対象部分の明示。 <input type="checkbox"/>内装工事の場合、本工事（内装工事）部分と本体工事部分を色分け等で分かりやすく明示している。 <input type="checkbox"/>別途発注する工事がある場合は、設計審査の対象となる工事部分を色分け等で分かりやすく明示している。</p> <p>(2) <input type="checkbox"/>建具、家具、サイン等の数量はキープランと姿図で表示されている数量が整合している。</p> <p>(3) <input type="checkbox"/>補助対象施設の設備等が設置基準に適合している。 <input type="checkbox"/>所要諸室 <input type="checkbox"/>廊下幅員 <input type="checkbox"/>所要設備 <input type="checkbox"/>必要床面積 <input type="checkbox"/>内装制限 <input type="checkbox"/>避難階段、特別避難階段の設置及びその構造基準 <input type="checkbox"/>防火区画 等</p> <p>(4) <input type="checkbox"/>図面に参考となる製品名や型番が記載されている場合は、併せて「同等品」と記載している。</p> <p>(5) <input type="checkbox"/>図面の内容は最終プランで、建築図面と設備図面で機器等のレイアウトが同一である。</p>
3	<p>設計内訳書</p> <p>(1) <input type="checkbox"/>項目、規格、数量が設計図面と整合している。</p> <p>(2) <input type="checkbox"/>単価の根拠が整理されている。 （備考欄に単価の根拠の出典が記載されている。）</p> <p>(3) <input type="checkbox"/>単位が1式の場合、別紙明細がある。</p> <p>(4) <input type="checkbox"/>建具工事の数量は建具表の数量と一致している。</p> <p>(5) <input type="checkbox"/>設備工事の数量は設計図面の機器表（器具表）や平面図、機器姿図と一致している。</p> <p>(6) <input type="checkbox"/>建築工事と設備工事等の他工事間で重複している項目はない。</p> <p>(7) <input type="checkbox"/>設計内訳書の数量は数量調書と整合している。</p> <p>(8) <input type="checkbox"/>参考見積書の仕様条件が統一されている。</p> <p>(9) <input type="checkbox"/>別途発注する工事（造成工事等）が含まれていない。</p>
4	<p>数量調書</p> <p>(1) <input type="checkbox"/>集計表と設計内訳書の数量や材料は整合している。</p> <p>(2) <input type="checkbox"/>集計表と計算書の数量が整合している。</p>
5	<p>参考見積書</p> <p>(1) <input type="checkbox"/>見積書のあて先、提出年月日が正しく記載されている。</p> <p>(2) <input type="checkbox"/>見積比較表と見積書の金額が整合している。</p> <p>(3) <input type="checkbox"/>設計内訳書と見積比較表の査定金額が一致している。</p> <p>(4) <input type="checkbox"/>見積書の製品の仕様条件が同等である。</p> <p>(5) <input type="checkbox"/>見積書は3者以上あり、有効期限が審査開始日以降である。</p>

第3章 中間検査

1 提出資料

(1) 事業所管課を通じて検査日の日程調整の上、中間検査の10日前（横浜市の休日を除く）までに、次の資料を事業所管課に提出してください。

ア 請負代金内訳書のPDFファイル（工事請負契約書に添付した内訳書で、原則として実施設計の設計内訳項目に施工者が請負単価を入れて作成したもの）

イ 出来高算定シートのPDFファイル（「第5章 資料編 5出来高算定シート」参照）
(目標出来高を十分に超える工程で検査日程を調整してください。)

ウ 出来高算定シート内訳計算書のPDFファイル

(2) 中間検査の3日前（横浜市の休日を除く）までに、次の資料を事業所管課に提出してください。

現場状況の分かる写真のPDFファイル（全景写真を含む数枚程度で、工事名称を記載したもの）

(3) 出来高の考え方について

工事現場に納品又は据付完了されているものを対象としますので、製品・材料の発注済（メーカー保管中）では出来高算定の対象外です。出来高の査定については、横浜市建築局建築工事特則仕様書・電気設備工事特則仕様書・機械設備工事特則仕様書の出来高査定基準を基に査定してください。

また、当初の工事請負契約から変更される部分の出来高については、工事請負変更契約が締結されたものについてのみ、算定の対象とします。なお、出来高で金額を確定した部分は、後の完了検査等で変更することはできません。

なお、各特則仕様書は下記のURLより最新版入手してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/syorui.html#1>

また、横浜市役所トップページ内の最上段右側のカスタム検索で、「特則仕様書」と入力・検索していただき、その検索結果から同じURLに進むこともできます。

2 準備資料（工事の内容と進捗に応じて、該当する資料を準備してください。）

(1) 工事全般（施工者・工事監理者）

建築・電気・機械共通

ア 工事中に行う法手続関係書類（建設リサイクル法届出書、中間検査合格証、火を使用する設備等の設置届出書、電気設備設置届出書、道路占用許可書等）

イ 各工事標準仕様書

ウ 工事請負契約書（民間（七会）連合協定工事請負契約約款・実施設計図面・請負代金内訳書等を含む原本で収入印紙を貼付したもの）・（JVの場合、JV協定書を含む）

エ 工事請負変更契約書（工事内容等に変更がある場合。建設業法第19条第2項に定める書類）

オ 関連工事の工事請負契約書（補助対象外の造成・外構工事、補助対象のテナント工事と並行施工される補助対象外の本体工事等がある場合）

カ 前払い保険証書（補助金を含む前払いがある場合）

- キ 実施工工程表（設備工事も含めた出来高曲線の表示）
- ク 配置技術者・現場代理人届出書（写し）
- ケ 下請負人選定通知書（写し）
- コ 施工計画書、施工報告書（各工種）
- サ 機器図
- シ 工事打合せ議事録
- ス 工事記録写真（撮影日付を入れてください）
- セ 出荷証明書、資材納品書、伝票（種別ごとの集計一覧表）
- ソ 産業廃棄物処理関係書類（契約書、処理業・収集運搬業の許可書の写し、マニフェスト等）
- タ アスベスト除去工事関係（解体工事等に係る事前調査説明書面の写し、事前調査結果掲示板の写真、解体等の作業のお知らせ看板の写真、作業状況の写真、作業完了報告書の写し、マニフェスト）

建築

- ア 残土処分関係（処理計画書・処理結果報告書（治水事務所への届出書）、受入証明書等）
- イ 山留め設計施工計画書・報告書
- ウ 杭施工計画書・報告書、地盤改良施工結果報告書
- エ コンクリート配合計画書、打設計画書及び報告書
- オ 各種試験結果関係
 - ・鉄筋工事
ガス圧接試験（外観試験、抜取試験）
 - ・コンクリート工事
フレッシュコンクリート試験、圧縮強度試験
 - ・鉄骨工事
品質（規格品証明書（鋼材、ボルト））検査、現寸検査、製品検査、建方検査
第三者試験（超音波探傷試験等）
- カ 施工実績数量の集計表（コンクリート、鉄筋、鉄骨 等）

(2) 工事監理（工事監理者）

- ア 工事監理委託契約書（写しで可）
- イ 工事監理委託契約変更契約書（工期の変更がある場合。写しで可）
- ウ 工事監理体制表
- エ 工事監理者指示書（工事内容の変更がある場合は、原則として工事請負変更契約書も必要です。）
- オ 工事監理者の検査記録
材料検査及び各種試験の立会い（排水管の満水試験及び通水試験等）を行った記録は整理・保管をしてください。
- カ 工事監理の記録

3 確認事項

次の表の項目を確認してから、期限までに提出してください。

中間検査確認報告書			
事業名			
事業場所			
確認対象			
着手年月日	年　月　日	完了期限	年　月　日
自主確認年月日	年　月　日	手直し完了予定日	年　月　日
確認者			
事業関係者	<p>【事業者】</p> <p>【設計者】</p> <p>【施工者】</p>		
確認記録	指摘事項及び措置		
検査依頼			
横浜市長 上記のとおり、自主確認を行いましたので、中間検査をお願いします。 年　月　日 事業者			
設計者			

	項目
1	工事中に行う法手続関係書類 <input type="checkbox"/> 建設リサイクル法届出書 <input type="checkbox"/> 中間検査合格証 <input type="checkbox"/> 火を使用する設備等の設置届出書 <input type="checkbox"/> 電気設備設置届出書 <input type="checkbox"/> 道路占用許可書等
2	工事請負契約書 (1) <input type="checkbox"/> 建設業法第19条第1項に定められている項目が記載されている。 (2) <input type="checkbox"/> 一括下請負の禁止が明記されている。
3	工事監理契約書 (1) <input type="checkbox"/> 契約どおりの成果品がある。
4	配置技術者・現場代理人（変更）届出書 (1) <input type="checkbox"/> 現場代理人、主任技術者・監理技術者が適正に選任されている。 (2) <input type="checkbox"/> 現場体制は適正である。
5	実施工程表 (1) <input type="checkbox"/> 工期は工事請負契約書と一致している。 (2) <input type="checkbox"/> 出来高曲線を表示している。
6	下請負人選定届 (1) <input type="checkbox"/> あて先は事業者である。 (2) <input type="checkbox"/> 全ての下請負人の下請負人名称、施工部分等が記入されている。
7	工事打合せ議事録 (1) <input type="checkbox"/> 最初の打合せ日が契約日以降となっている。 (2) <input type="checkbox"/> 定例打合せの開催時期が適切である。 (3) <input type="checkbox"/> 現場の変更となる内容は適正に処理している。
8	工事監理者指示書 (1) <input type="checkbox"/> 工事監理者が作成している。 (2) <input type="checkbox"/> 手直しや変更事項の記載がされている。
9	建設廃材処分関係 (1) <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理、収集運搬の契約は適正にされている。 (2) <input type="checkbox"/> 契約事業者は、廃棄物の処理業、収集運搬業の適切な許可を得ている。（許可証を確認） (3) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物マニフェストがある。
10	図面 (1) <input type="checkbox"/> 現場が図面どおりに出来ている。 (2) <input type="checkbox"/> 変更の有無、変更がある場合（請負金額に変更が無くても数量等に増減がある場合を含む）には適切に書類を処理している。 （変更図面、変更設計書等により処理済である。）
11	出来高

	(1) <input type="checkbox"/> 書類で出来高算出根拠が確認できる。
	(2) <input type="checkbox"/> 書類で数量積算が確認できる。
12	出荷証明書、資材納品書、伝票、試験成績票等の納入数量が確認できる書類
	(1) <input type="checkbox"/> 納品先のあて名は適切である。
	(2) <input type="checkbox"/> 材料の名称、規格、数量は適切である。
13	工事写真記録
	(1) <input type="checkbox"/> 工程に沿って整理されている。 (適正な施工の実施が確認できること。)
	(2) <input type="checkbox"/> 写真の日付は適切である。

第4章 完了検査

1 提出資料

(1) 事業所管課を通じて検査日の日程調整の上、完了検査の7日前（横浜市の休日を除く）までに、次の資料を事業所管課に提出してください。

請負代金内訳書のP D F ファイル（工事請負契約書に添付した内訳書で、原則として実施設計の設計内訳項目に施工者が請負単価を入れて作成したもの。なお、中間検査時に提出していれば必要ありません。）

(2) 完了検査の3日前（横浜市の休日を除く）までに、次の資料を事業所管課に提出してください。

ア 完成写真のP D F ファイル（外観、主要諸室を含む数枚程度で、工事名称を記載したもの）

イ 完成図面のP D F ファイル（配置図、平面図、立面図等）A3判数枚

2 準備資料（工事の内容に応じて該当する資料を準備してください。）

(1) 工事全般（施工者・工事監理者）

建築・電気・機械共通

ア 建築基準法の手続関係書類（確認済証（変更）、軽微な変更届、中間検査合格証、検査済証）

イ 関係法令等の手続関係書類（消防用設備等検査済証、福祉のまちづくり条例指定施設整備基準適合証、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第75条の届出書の写し（第一面から 第三面）、建設リサイクル法の届出書等）

ウ 工事請負契約書（（民間（七会）連合協定工事請負契約約款・実施設計図面・請負代金内訳書等を含む原本で収入印紙を貼付したもの）・（JVの場合、JV協定書を含む）

エ 工事請負変更契約書（工事内容等に変更がある場合）

名称・様式は問いませんが、建設業法第19条第2項に定める書類として作成してください。変更内訳書（バランスシート）・変更指示書・変更図面等を添付して、工事の変更内容をわかりやすく示してください。（「第5章 資料編 6 変更内訳書の例」参照）

オ 関連工事の工事請負契約書（補助対象外の造成・外構工事、補助対象のテナント工事と並行施工される補助対象外の本体工事等がある場合）

カ 前払い保険証書（補助金を含む前払いがある場合）

キ 実施工程表（設備工事も含めた出来高曲線の表示）

ク 配置技術者・現場代理人届出書（写し）

ケ 下請負人選定通知書（写し）

コ 施工計画書、施工報告書（各工種）

サ 工事打合せ議事録

シ 完成図

ス 機器図

セ 工事記録写真（撮影日付を入れてください）

ソ 完成写真

- タ 出荷証明書、資材納品書、伝票（種別ごとの集計一覧表）
- チ 取扱説明書
- ツ 各種保証書
- テ 産業廃棄物処理関係書類（契約書、処理業・収集運搬業の許可書の写し、マニフェスト等）
- ト アスベスト除去工事関係（解体工事等に係る事前調査説明書面の写し、事前調査結果掲示板の写真、解体等の作業のお知らせ看板の写真、作業状況の写真、作業完了報告書の写し、マニフェスト）
- ナ 完了検査の記録
- ニ 上記のほか、事業者への引渡し書類一式

建築

- ア 残土処分関係（処理計画書・処理結果報告書（治水事務所への届出書）、受入証明書等）
- イ 山留め設計施工計画書・報告書
- ウ 杭施工計画書・報告書、地盤改良施工結果報告書
- エ コンクリート配合計画書、打設計画書及び報告書
- オ 各種試験結果関係
 - ・鉄筋工事
ガス圧接試験（外観試験、抜取試験）
 - ・コンクリート工事
フレッシュコンクリート試験、圧縮強度試験
 - ・鉄骨工事
品質（規格品証明書（鋼材、ボルト））検査
現寸検査、製品検査、建方検査
第三者試験（超音波探傷試験等）
- カ 施工実績数量の集計表（コンクリート、鉄筋、鉄骨 等）
S D S（安全データシート）
- ク V O C濃度測定報告書

電気設備

- ア 各種法令等手続関係書類（電気設備設置届出書等）
- イ 各種試験結果関係書類
 - ・接地抵抗測定
 - ・絶縁抵抗試験
 - ・絶縁耐力試験
 - ・非常用照明の照度測定
 - ・非常用発電装置負荷試験及び起動停止試験等

機械設備

- ア 各種諸官公庁届出書類の写し（給水、排水設備、G H P等）

- イ 各種法令等手続関係書類（火を使用する設備等の設置届出書等）
 - ウ 各種試験結果関係書類
 - ・給水管及び給湯管等の水圧試験
 - ・換気量測定
 - ・空調機冷媒管やガス配管の気密試験
 - ・飲料水の水質検査等
 - エ 空調機試運転調整記録、床暖房試運転成績表
- (2) 工事監理（工事監理者）
- ア 工事監理委託契約書（写しで可）
 - イ 工事監理委託契約変更契約書（工期の変更がある場合。写しで可）
 - ウ 工事監理体制表
 - エ 工事監理者指示書（工事内容の変更がある場合は、原則として工事請負変更契約書も必要です。）
 - オ 工事監理報告書（主要な設計変更、主要な建築材料・建築設備等が設計図書のとおりであることの確認、主要な工事が設計図書のとおり実行されていることの確認、工事完了時における確認、施工者に与えた注意、建築設備に係る意見、に関する関係資料を添付し、議事録・立会写真等を整理してください。）

3 留意点

- (1) 完了検査には、事業者、工事監理者（建築、電気、機械各担当者）及び施工者（建築、電気、機械各担当者）の出席をお願いします。
- (2) 検査は、現地にて現場確認と書類確認を行います。ただし、内装工事の場合や修繕工事の工事の場合は、書類検査による検査とする場合があります。
- (3) 変更契約については、必ず事業所管課に変更内容等について連絡してください。
- (4) 工事着手後に当初契約の内容と現場に変更が発生する場合（工事請負金額に変更が無い場合でも計画や仕様の変更、数量の増減などがある場合を含みます。）には、事前に変更契約等の必要な手続きを行ってください。（必要な書類は、変更契約書、設計内訳書、変更内容を反映した図面、変更により新たに追加となった項目の見積り、などが必要です。）

4 確認事項

次の表の項目を確認してから、期限までに提出してください。

完了検査確認報告書			
事業名			
事業場所			
確認対象			
着手年月日	年　月　日	完了期限	年　月　日
自主確認年月日	年　月　日	手直し完了予定日	年　月　日
確認者			
事業関係者	<p>【事業者】</p> <p>【設計者】</p> <p>【施工者】</p>		
確認記録	指摘事項及び措置		
検査依頼			
<p>横浜市長</p> <p>上記のとおり、自主確認を行いましたので、完了検査をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">年　月　日</p> <p>事業者</p> <p>設計者</p>			

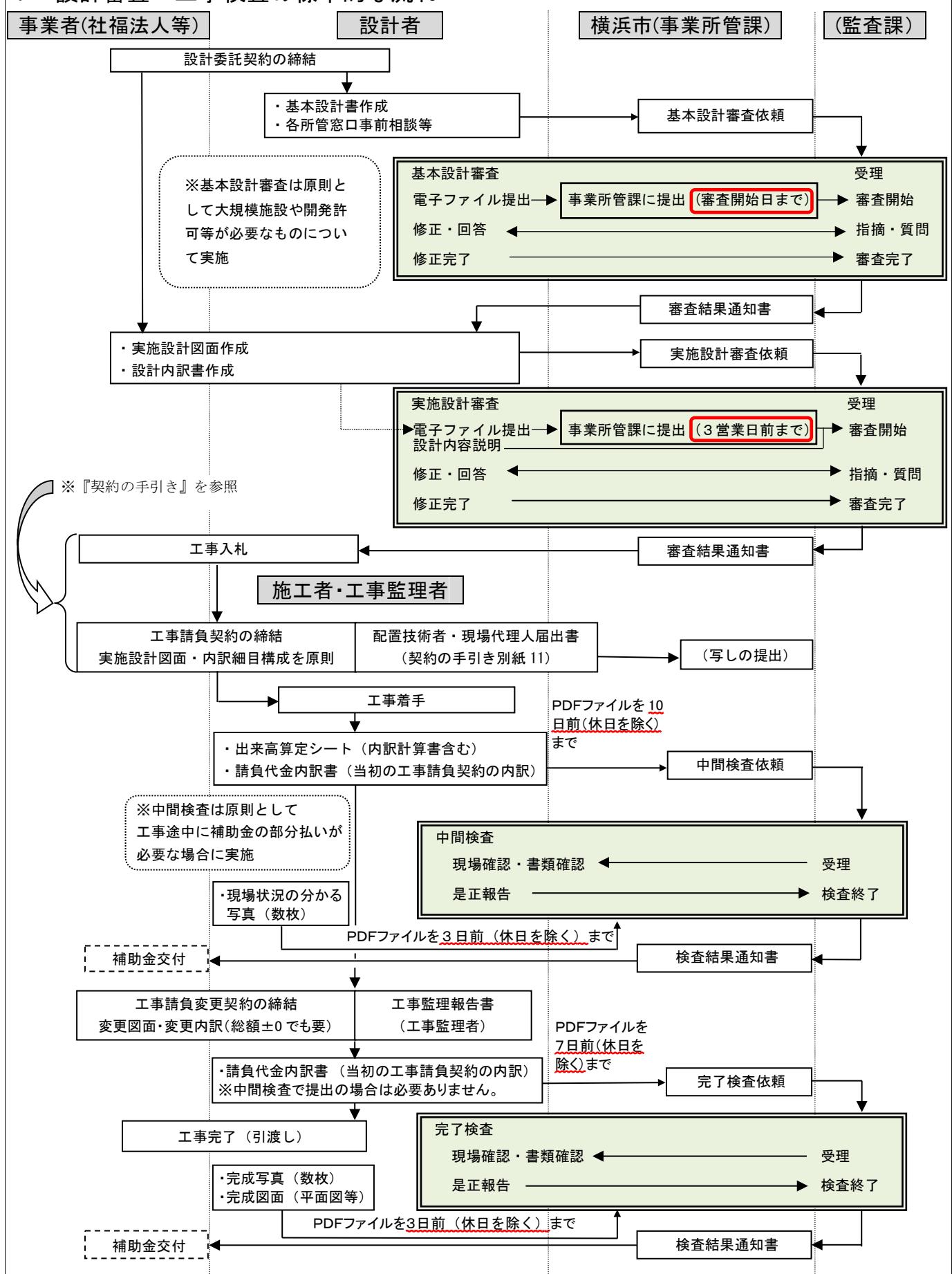
	項目
1	工事請負契約書
(1)	<input type="checkbox"/> 建設業法第19条第1項に定められている項目が記載されている。
(2)	<input type="checkbox"/> 一括下請負の禁止が明記されている。
2	工事監理契約書
(1)	<input type="checkbox"/> 契約どおりの成果品がある。
3	配置技術者・現場代理人（変更）届出書
(1)	<input type="checkbox"/> 現場代理人、主任技術者・監理技術者が適正に選任されている。
(2)	<input type="checkbox"/> 現場体制は適正である。
4	実施工程表
(1)	<input type="checkbox"/> 工期は工事請負契約書と一致している。
(2)	<input type="checkbox"/> 出来高曲線を表示している。
5	下請負人選定届
(1)	<input type="checkbox"/> あて先は事業者である。
(2)	<input type="checkbox"/> 全ての下請負人の下請負人名称、施工部分等が記入されている。
6	工事打合せ議事録
(1)	<input type="checkbox"/> 最初の打合せ日が契約日以降となっている。
(2)	<input type="checkbox"/> 定例打合せの開催時期が適切である。
(3)	<input type="checkbox"/> 現場の変更となる内容は適正に処理している。
7	工事監理者指示書
(1)	<input type="checkbox"/> 工事監理者が作成している。
(2)	<input type="checkbox"/> 手直しや変更事項の記載がされている。
8	建設廃材処分関係
(1)	<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理、収集運搬の契約は適正にされている。
(2)	<input type="checkbox"/> 契約事業者は、廃棄物の処理業、収集運搬業の適切な許可を得ている。（許可証を確認）
(3)	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物マニフェストがある。
9	完成書類等
(1)	<input type="checkbox"/> 現場が図面どおりに出来ている。
(2)	<input type="checkbox"/> 設計図書で指定されている材料、工法により施工している。
(3)	<input type="checkbox"/> 変更がある場合（請負金額に変更が無くても数量等の増減がある場合を含む）には適切に書類を処理している。 (変更図面、変更設計書等により処理済である。)
(4)	<input type="checkbox"/> 工事完了検査の記録（施工者、工事監理者、事業者）がそれぞれある。
(5)	<input type="checkbox"/> 手直し等の完了の確認の記録がある。
◆杭施工の場合	
(6)	<input type="checkbox"/> 杭の芯ずれは許容値以内となっている。芯ずれがあった場合、適正に補強を行ってい

	る。
(7)	<input type="checkbox"/> 支持層の確認がされている。
◆コンクリート工事	
(8)	<input type="checkbox"/> 第三者機関で試験を行い、試験結果が合格となっている。
◆鉄筋圧接試験	
(9)	<input type="checkbox"/> 第三者機関で試験を行い、試験結果が合格となっている。
(10)	<input type="checkbox"/> 引張試験値が母材の規格値以上かつ圧接面で破断がないことを確認している。
◆ミルシート（鉄筋、鉄骨、高力ボルト）	
(11)	<input type="checkbox"/> 現場名が記載されている。
(12)	<input type="checkbox"/> 検査結果が合格となっている。
(13)	<input type="checkbox"/> 設計図面指定の材料となっている。
◆鉄骨超音波探傷試験	
(14)	<input type="checkbox"/> 第三者機関で試験を行い、試験結果が合格となっている。
(15)	<input type="checkbox"/> 不合格箇所があった場合、再溶接等の適切な処置を行っている。
◆出荷証明書、資材納品書、伝票	
(16)	<input type="checkbox"/> 納入先のあて名は適切である。
(17)	<input type="checkbox"/> 材料の名称、規格、数量は適切である。
(18)	<input type="checkbox"/> コンクリート、鉄筋、鉄骨の数量は設計図書の数量と比較して適切である。
◆工事写真記録	
(19)	<input type="checkbox"/> 工程に沿って整理されている。
(20)	<input type="checkbox"/> 写真の日付は適切である。
◆残土処分関係	
(21)	<input type="checkbox"/> 残土の受入証明書がある。
(22)	<input type="checkbox"/> 搬出数量は設計図書の数量と比較して適切である。
◆仕上げ等	
(23)	<input type="checkbox"/> 手すりは必要な箇所に設置されている。
(24)	<input type="checkbox"/> 内装の仕上げ材料は設計図書のとおりに施工されている。
(25)	<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、外構等の仕上げ材料は設計図書のとおりに施工されている。
◆VOC濃度測定報告書	
(26)	<input type="checkbox"/> 引渡し前に測定を実施し、報告書としてまとめている。
(27)	<input type="checkbox"/> 測定箇所、測定物質、測定方法は、設計図書のとおりである。
(28)	<input type="checkbox"/> 測定数値は厚生労働省の指針値以下になっている。
◆各種試験結果	
(29)	<input type="checkbox"/> 抵抗値等の測定に関する試験結果成績表がある。
(30)	<input type="checkbox"/> 各諸官公庁の届出書類の写しが添付されている。 <input type="checkbox"/> 給水 <input type="checkbox"/> 排水設備 <input type="checkbox"/> GHP <input type="checkbox"/> 電気設備設置届 <input type="checkbox"/> その他 ()
(31)	<input type="checkbox"/> 接地抵抗値及び絶縁抵抗値は、電気設備技術基準を満足している。 次の項目の記載がある。 <input type="checkbox"/> 測定日 <input type="checkbox"/> 測定条件 <input type="checkbox"/> 測定者

(32)	<input type="checkbox"/> 非常用照明の照度測定は基準を満たしている。 次の項目の記載がある。 <input type="checkbox"/> 測定日 <input type="checkbox"/> 測定条件 <input type="checkbox"/> 測定者
(33)	<input type="checkbox"/> 高圧受変電設備の検査結果は、合格となっている。
(34)	<input type="checkbox"/> 消防設備（自動火災報知、誘導灯、非常放送、非常通報、非常電源等）の検査結果は、合格となっている。
(35)	<input type="checkbox"/> 空調機器、床暖房、テレビ共同受信装置、電話設備、ナースコール等の現地試験成績書が確認できる。
(36)	<input type="checkbox"/> 法定の完了検査に合格している。 <input type="checkbox"/> 飲料水水質検査 <input type="checkbox"/> 給水管圧力試験 <input type="checkbox"/> 排水管通水試験 <input type="checkbox"/> ガス配管気密試験 <input type="checkbox"/> スプリンクラー試験 <input type="checkbox"/> 空調機冷媒配管圧力試験
◆その他	
(37)	<input type="checkbox"/> 完成図書、引き渡し書類がある。
(38)	<input type="checkbox"/> 故障時の連絡先がわかる。（連絡先一覧等がある。）
(39)	<input type="checkbox"/> 保証書（工事全体、防水、機器、製品等）があり、保証期間が適切である。

第5章 資料編

1 設計審査・工事検査の標準的な流れ



2 実施設計の積算について

実施設計の積算は、次の点に留意して行ってください。

【材料単価等】

- (1) 「建設物価」、「積算資料」、「積算実務マニュアル」等の刊行物（横浜市・神奈川県に適用する単価を使用し、それがない場合は東京都に適用する単価）を使用してください。
なお、各種刊行物は最新のものを使用してください。
- (2) 1の刊行物がない場合は、カタログ（メーカー一覧で一般公表されている最新版もの）等単価としてください。
カタログ掲載価格が、オープン価格の場合は、見積り単価（(3)参照）としてください。
- (3) 刊行物、カタログ等によれない場合は、メーカー等に照会するものとし、見積り単価は次のとおりとしてください。
 - ア 原則として3者以上に照会してください。（3者以上に照会できない場合は、見積比較表等に具体的な理由を記載してください。）
 - イ 見積り条件、見積り範囲を明確にし、積算上の重複がないようにしてください。
 - ウ 見積書の宛名は、事業者又は設計事務所としてください。
 - エ 最低価格の採用方式
最低価格の採用方式は、トータル方式（総合で最低価格を採用）とチドリ方式（個別で最低価格を採用）とがあります。

【建築工事】

採用方式は、基本的にはトータル方式を採用してください。

基本的にトータル方式とするのは、単一業者のみで施工することが一般的な場合と考えられ、事例として、次のような工事等があります。

例：鋼製建具、木製建具、鉄骨工事、サイン工事 等

【電気設備工事、機械設備工事】

採用方式は、トータル方式又はチドリ方式を設計者の判断で選択してください。

オ 見積書は、項目・細目ごとに見積比較表にまとめてください。

（「第5章 資料編 4 見積比較表の例」を参考にしてください。）

- (4) 複合単価は、公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）を参考に算定してください。
- (5) 各単価については、市場の実勢価格を考慮した査定を行ってください。

【端数処理】

- (1) 端数処理は代価表や見積比較表等で行い、設計内訳書上で端数調整を行わないでください。
- (2) 設計積算時の端数処理は基準を統一し、同じ種類の単価で端数処理が異なることのないようにしてください。
- (3) 設計内訳書には、「値引き」の項目を入れないでください。

(4) 設計内訳書の工事価格（税抜き）は、万円止め（千円以下を切り捨て）等の端数処理をしてください。

※工事価格の端数処理分の金額は、一般管理費等から減額をしてください。

【単価根拠の明示】

内訳明細書の備考欄に、単価の根拠（刊行物、カタログ、見積り 等）を明記してください。刊行物の場合は、「建設物価」、「積算資料」、「積算実務マニュアル」等の種類と掲載ページを明記してください。

また、単価の参考とした「建設物価」、「積算資料」、「積算実務マニュアル」等の刊行物やメーカー カタログ等は、参考とした部分を全てコピーしてマークなどで採用箇所が分かるようにしたうえで添付してください。

【参考図書】

横浜市発注の公共工事の積算にあたっての要領、マニュアルがありますので、参考にしてください。これらの文書には、積算方法の説明のほか、参考出版物の一覧も掲載されています。

- (1) 「建築工事積算要領」
- (2) 「電気設備工事積算要領」
- (3) 「機械設備工事積算要領」
- (4) 「建築工事積算マニュアル」

なお、各要領・マニュアルは下記の URL より最新版を入手してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/sekisan.html>

また、横浜市役所トップページ内の最上段右側のカスタム検索で、「工事積算要領」と入力・検索していただき、その検索結果から同じ URL に進むこともできます。

3 設計内訳書の例

参考例

設 計 内 訳 書

工 事 名 ○○○○○○○○工事

施工場所 横浜市○○区○○町○○番○○

○○○○年○○月
○○○○設計事務所

■単価根拠(備考欄内)の凡例

物：建設物価 ○○○○年○月号
資：積算資料 ○○○○年○月号
コ：建築コスト情報 ○○○○年○号
施：建築施工単価 ○○○○年○号
マ：○○設備工事積算実務マニュアル
○○○○年度版

■補助区分の記載例

	補助区分	床面積(m ²)	比率(%)
①	補助対象部分	4025	80.5
②	補助対象外部分	975	19.5
	計	5000	100

	名 称	摘 要	数量	単 位	单 価	金 额	備 考
	○○○○○○○○工事						
	直接工事費						
A	建築工事		1	式		○○○,○○○	
B	外構工事		1	式		○○○,○○○	
C	昇降機工事		1	式		○○○,○○○	
D	電気設備工事		1	式		○○○,○○○	
E	機械設備工事		1	式		○○○,○○○	
	計					○○○,○○○	
	共通費						
	共通仮設費		1	式		○○○,○○○	
	現場管理費		1	式		○○○,○○○	
	一般管理費等		1	式		○○○,○○○	
	計					○○○,○○○	
	合計（工事価格）		1	式		○○○,○○○	
	消費税等相当額		1	式		○○○,○○○	
	工事費		1	式		○○○,○○○	

	名 称	摘 要	数量	単位	单 価	金 領	備 考
	[補助金額内訳書]						
							(面積按分の場合)
①	直接工事費計		1	式		○○○,○○○	補助対象部分 80.5% (面積按分) 補助対象外部分 19.5% (面積按分)
②	補助対象部分	①×80.5%			※	○○○,○○○	
③	補助対象外部分	①-②				○○○,○○○	
④	共通仮設費	(直接工事費按分)	1	式		○○○,○○○	
⑤	共通費 補助対象部分	④×②÷①			※	○○○,○○○	
⑥	共通費 補助対象外部分	④-⑤				○○○,○○○	
⑦	現場管理費	(直接工事費按分)	1	式		○○○,○○○	
⑧	現場管理費 補助対象部分	⑦×②÷①			※	○○○,○○○	
⑨	現場管理費 補助対象外部分	⑦-⑧				○○○,○○○	
⑩	一般管理費等	(直接工事費按分)	1	式		○○○,○○○	
⑪	一般管理費等 補助対象部分	⑩×②÷①			※	○○○,○○○	
⑫	一般管理費等 補助対象外部分	⑩-⑪				○○○,○○○	

※ 補助対象部分 (円未満は切り捨て)

	名 称	摘 要	数量	単位	单 価	金 領	備 考
	共通費計			1 式		〇〇〇,〇〇〇	
⑬	共通費計 補助対象部分	⑤+⑧+⑪				〇〇〇,〇〇〇	
⑭	共通費計 補助対象外部分	⑥+⑨+⑫				〇〇〇,〇〇〇	
	合計 (工事価格)			1 式		〇〇〇,〇〇〇	
⑮	合計 (工事価格) 補助対象部分	②+⑬				〇〇〇,〇〇〇	
⑯	合計 (工事価格) 補助対象外部分	③+⑭				〇〇〇,〇〇〇	
⑰	消費税等相当額			1 式		〇〇〇,〇〇〇	
⑱	消費税等相当額 補助対象部分	⑯×消費税率				〇〇〇,〇〇〇	
⑲	消費税等相当額 補助対象外部分	⑰-⑱				〇〇〇,〇〇〇	
	総合計 (工事費)			1 式		〇〇〇,〇〇〇	
	総合計 (工事費) 補助対象部分	⑮+⑲				〇〇〇,〇〇〇	
	総合計 (工事費) 補助対象外部分	⑯+⑲				〇〇〇,〇〇〇	

※ 補助対象部分 (円未満は切り捨て)

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 領	備 考
A	建築工事						
1	直接仮設工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
2	土工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
3	地業工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
4	鉄筋工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
5	コンクリート工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
6	型枠工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
7	鉄骨工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
8	既製コンクリート工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
9	防水工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
10	石工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
11	タイル工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
12	木工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
13	屋根及びとい工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
14	金属工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
15	左官工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
16	建具工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 额	備 考
1	直接仮設工事						
	やりかた	○造	1	式		○○○, ○○○	別紙明細-○○
	墨出し	○造	1	式		○○○, ○○○	別紙明細-○○
	養生	○造	1	式		○○○, ○○○	別紙明細-○○
	計					○○○, ○○○	
2	土工事						
	根切り	総掘 オーブンカット	○○	m 3	○, ○○○	○○○, ○○○	施P市○○○
	埋戻し	根切土流用	○○	m 3	○, ○○○	○○○, ○○○	コP市○○○
	建設発生土運搬		○○	m 3	○, ○○○	○○○, ○○○	代価表-○○
	計					○○○, ○○○	
3	地業工事						
	場所打杭施工費(アースドリル杭)	φ=1000 L=29, 500 16本 φ=1000 L=29, 200 2本	1	式		○○○, ○○○	見積比較表P1
	生コンクリート	Fc=21+3N S=18 セメント量300kN/m ³	○○	m 3	○, ○○○	○○○, ○○○	物P○○○
	異形鉄筋	SD345 D25	○○	t	○, ○○○	○○○, ○○○	資P14
	異形鉄筋	SD295A D13	○○	t	○, ○○○	○○○, ○○○	資P14
	計	以下同様				○○○, ○○○	

	名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1	舗装工事						
	道路拡幅部分 アスファルト舗装	表層:粗粒t50+密粒t50 碎石路盤(C-40)t150	〇〇	m ²	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	代価表-2
	地先境界ブロック	120×120×600	〇〇	m	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	コP〇〇〇
	視覚障害者誘導ブロック	300角 停止用 ステンレス鉄タイプ	〇〇	枚	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	代価表-3
	計					〇〇〇,〇〇〇	
2	周辺工事						
	隣地側 格子フェンス	H=1500 アルミ製	〇〇	m	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	代価表-4
		基礎,立上りコンクリート,吹付タイル 【A-39】					
	隣地側 格子フェンス扉	W800×H1500 アルミ製	〇〇	か所	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	カタログ〇〇P〇〇〇〇 H14-0814 〇〇〇〇×0.6
	隣地側 格子フェンス扉	W800×H1500 アルミ製	〇〇	か所	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	カタログ〇〇P〇〇〇〇 〇〇〇〇×0.6
	計						
3	排水工事						
	L型側溝	W=550	〇〇	m	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	コP〇〇〇
	集水樹	グレーティング蓋450角	〇〇	か所	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	代価表-〇
	接続管	塩ビ管150φ 土工事共	〇〇	m	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	コP〇〇〇
	計		以下同様				〇〇〇,〇〇〇

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 额	備 考
D	電気設備工事						
1	幹線設備工事		1	式		○○○,○○○	
2	受変電設備工事		1	式		○○○,○○○	
3	自家発電設備工事		1	式		○○○,○○○	
4	動力設備工事		1	式		○○○,○○○	
5	電灯・コンセント設備工事		1	式		○○○,○○○	
6	自動火災報知設備工事		1	式		○○○,○○○	
7	放送設備工事		1	式		○○○,○○○	
8	弱電設備工事		1	式		○○○,○○○	
9	テレビ共同受信設備工事		1	式		○○○,○○○	
10	放送設備工事		1	式		○○○,○○○	
11	ITV設備工事		1	式		○○○,○○○	
12	インターホン設備工事		1	式		○○○,○○○	
13	ナースコール設備工事		1	式		○○○,○○○	
	計					○○○,○○○	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 额	備 考
E	機械設備工事						
1	衛生器具設備工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
2	給水設備工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
3	排水設備工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
4	給湯設備工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
5	消火設備工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
6	空調機器設備工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
7	空調配管設備工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
8	自動制御設備工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
9	換気機器設備工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
10	換気ダクト設備工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
11	床暖房設備工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	
	計					〇〇〇,〇〇〇	

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 额	備 考
1	衛生器具設備工事						
	洋風大便器	CFS802 同等品・材工共	〇〇	組	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	代価表-1
	洗面器	L270CM 同等品・材工共	〇〇	組	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	代価表-2
	計					〇〇〇,〇〇〇	
2	給水設備工事						
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 SGP-VB	屋内一般 20A	〇〇	m	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	マP〇〇〇
	保温工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	別紙明細-1
	スリーブ		1	式		〇〇〇,〇〇〇	10%
	計					〇〇〇,〇〇〇	
3	排水設備工事						
	グリーストラップ	GT-1 パイプ導入床吊型3槽式	〇〇	組	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	代価表-3
	耐火二層管 FDP	屋内一般 100A	〇〇	m	〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	マP〇〇〇
	保温工事		1	式		〇〇〇,〇〇〇	別紙明細-2
	計					〇〇〇,〇〇〇	

以下同様

4 見積比較表の例

○○○○○ ○○○工事

- ※ 1. 同仕様の3者で見積を比較すること
2. 数量は「一式」ではなく、図面から数量を拾って具体的な数量で比較をすること
3. 見積有効期限に気をつけること

見積比較表

5 出来高算定シート

記入例

出来高算定シート(建築工事)

年月日

作成日を記入

名称 : ○○○○○○○○工事

工期 : 年月日 ~ 年月日 補助金対象の建築工事と設備工事を合算した出来高率を記載

出来高(全体) : 17.2%

(消費税等相当額除く)

主たる工事区分	請負金額	工事出来高		摘要
		%	金額	
A 建築工事				
直接仮設工事	19,000,000	15.7%	3,000,000	やりかた、鉄筋足場施工済
土工事	25,000,000	92.0%	23,000,000	埋戻しを残し、掘削・残土処分済
地業工事	46,000,000	100.0%	46,000,000	施工済
鉄筋工事	73,000,000	12.3%	9,000,000	鉄筋工事、68.9 t 施工済
コンクリート工事	44,000,000	4.5%	2,000,000	捨コンクリート、土間コンクリート打設済
型枠工事	90,000,000	5.5%	5,000,000	基礎型枠25%完了
鉄骨工事	1,000,000	0.0%		
既製コンクリート工事	200,000	0.0%		摘要欄に完了した作業内容を記載
防水工事	23,000,000	0.0%		
石工事	200,000	0.0%		
タイル工事	20,000,000	0.0%		
木工事	7,000,000	0.0%		
屋根及びとい工事	3,000,000	0.0%		
左官工事	18,000,000	0.0%		
建具工事	15,000,000	0.0%		
金属建具工事	48,000,000	0.0%		
ガラス工事	4,000,000	0.0%		
塗装工事	3,000,000	0.0%		
内外装工事	80,000,000	0.0%		・共通費は、 ①直接工事費按分 又は ②月割計算 とする ・小数点第2位を切り捨てる
仕上ユニット工事	3,000,000	0.0%		
B 外構工事	27,000,000	0.0%		
C 昇降設備工事	14,000,000	0.0%		
直接工事費計	563,400,000	15.6%	88,000,000	
2 共通仮設費	25,000,000	46.1%	11,525,000	6ヶ月/13ヶ月
3 現場管理費	30,000,000	46.1%	13,830,000	6ヶ月/13ヶ月
4 一般管理費等	30,000,000	46.1%	13,830,000	6ヶ月/13ヶ月
共通費 計	85,000,000		39,185,000	小数点第2位を切り捨てる
合計	668,400,000	19.0%	127,185,000	

工事出来高(建築工事) 建築工事と設備工事の合計 工事出来高(全体)	a) 工事出来高金額	127,185,000	a) 出来高金額	出来高(%)	$\times 100 =$	19.0%
	b) 請負金額	668,400,000	b) 請負金額			
	a) 工事出来高金額	164,785,000	c) 工事出来高金額	出来高(%)	$\times 100 =$	17.2%
	b) 請負金額	955,100,000	d) 建築・設備計			

記入例

出来高算定シート(設備工事)

年月日

作成日を記入

名称 : ○○○○○○○○○工事

工期 : 年月日 ~ 年月日

補助金対象の建築工事と設備工事を合算した出来高率を記載

出来高(全体) :

17.2%

(消費税等相当額除く)

主たる工事区分	請負金額	工事出来高		摘要
		%	金額	
A 機械設備工事				
衛生器具設備工事	8,000,000	0.0%		
給水設備工事	10,000,000	70.0%	7,000,000	1階・2階給水配管施工完了
排水通気設備工事	10,000,000	50.0%	5,000,000	1階・2階排水管及び通気管施工完了
給湯設備工事	8,000,000	0.0%		
都市ガス設備工事	6,000,000	16.6%	1,000,000	都市ガス配管引込工事完了
消火設備工事	10,000,000	0.0%		
空調機器設備工事	17,000,000	0.0%		摘要欄に完了した作業内容を記載
空調配管設備工事	8,000,000	0.0%		
換気機器設備工事	7,700,000	0.0%		
換気ダクト設備工事	12,000,000	0.0%		
機械設備工事小計	96,700,000	13.4%	13,000,000	
B 電気設備工事				
高圧受変電設備工事	8,000,000	0.0%		
自家発電設備工事	3,000,000	0.0%		
幹線設備工事	10,000,000	0.0%		
動力設備工事	5,000,000	0.0%		
照明器具設備工事	8,000,000	0.0%		
電灯・コンセント設備工事	10,000,000	0.0%		
空調換気電源設備工事	1,000,000	0.0%		
情報網配線設備工事	2,000,000	0.0%		・共通費は、 ①直接工事費案分 又は ②月割計算 とする ・小数点第2位を切り捨てる
テレビ共聴設備工事	3,000,000	0.0%		
電気設備工事小計	40,000,000	0.0%		
直接工事費計	136,700,000	9.5%	13,000,000	
2 共通仮設費	14,300,000	46.1%	6,600,000	6ヶ月/13ヶ月
3 現場管理費	19,500,000	46.1%	9,000,000	6ヶ月/13ヶ月
4 一般管理費等	19,500,000	46.1%	9,000,000	6ヶ月/13ヶ月
共通費 計	53,300,000		24,600,000	小数点第2位を切り捨てる
合計	286,700,000	13.1%	37,600,000	

工事出来高(設備工事) 建築工事と設備工事の合計 工事出来高(全体)	a) 工事出来高金額	37,600,000	出来高 (%)	a) 出来高金額	× 100 = 13.1%
	b) 請負金額	286,700,000		b) 請負金額	
	a) 工事出来高金額	164,785,000	出来高 (%)	c) 工事出来高金額	× 100 = 17.2%
	b) 請負金額	955,100,000		d) 建築・設備計	

6 変更内訳書の例

(種目別変更内訳)

名 称	摘 要	変 更 前			変 更 後			増 減 額	備 考
		数 量	単 位	金 額	数 量	単 位	金 額		
直接工事費									
建築工事		1	式	80,000,000	1	式	80,000,000	0	
電気設備工事		1	式	20,000,000	1	式	20,200,000	200,000	
機械設備工事		1	式	18,000,000	1	式	18,000,000	0	
計				118,000,000			118,200,000	200,000	
共通費									
共通仮設費		1	式	6,000,000	1	式	6,005,000	5,000	
現場管理費		1	式	28,000,000	1	式	28,035,000	35,000	
一般管理費等		1	式	19,000,000	1	式	19,030,000	30,000	
計				53,000,000			53,070,000	70,000	
合計 (工事価格)				171,000,000			171,270,000	270,000	
消費税等相当額		1	式	17,100,000	1	式	17,127,000	27,000	
総合計 (工事費)		1	式	188,100,000	1	式	188,397,000	297,000	

本例では、電気設備だけに変更項目があるので、本ページの後ろに電気設備の科目別変更内訳、中科目別変更内訳、細目別変更内訳を入れます。

契約変更での共通費の計上額は、変更後の直接工事費計及び工期に対する共通費を計上してください。

(科目別変更内訳)

(中科目別変更内訳)

科目名称	中科目名称	変更前			変更後			増減額	備考
		数量	単位	金額	数量	単位	金額		
電灯設備	電灯設備	1	式	2,000,000	1	式	2,000,000	0	
	電灯分岐	1	式	6,000,000	1	式	6,200,000	200,000	
	コンセント分岐	1	式	1,000,000	1	式	1,000,000	0	
計				9,000,000			9,200,000	200,000	
動力設備	動力幹線	1	式	1,200,000	1	式	1,200,000	0	
	動力分岐			800,000			800,000	0	
計				2,000,000			2,000,000	0	
映像・音響設備		1	式	600,000	1	式	600,000	0	
計				600,000			600,000	0	
構内交換設備		1	式	800,000	1	式	800,000	0	
計				800,000			800,000	0	
誘導支援設備		1	式	1,000,000	1	式	1,000,000	0	
計				1,000,000			1,000,000	0	
拡声設備		1	式	5,000,000	1	式	5,000,000	0	
計				5,000,000			5,000,000	0	
火災報知設備		1	式	1,600,000	1	式	1,600,000	0	
計				1,600,000			1,600,000	0	

本例では、電灯分岐だけに変更項目があるので、本ページの後ろに電灯分岐の細目変更内訳書の添付を入れます。

(細目別変更内訳)

指示書番号を記載
してください。

当初契約時には、単価根拠として見積書等が必要となります。